

石川県公立大学法人
会計監査人の選定に係る
企画提案募集要項

令和8年1月
石川県
総務部総務課

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第35条第1項及び第36条の規定に基づき、石川県が設立した石川県公立大学法人（以下「法人」という。）の令和8事業年度における会計監査人を選定するにあたり、企画提案を募集する。

1 業務の概要

（1）業務の名称

石川県公立大学法人会計監査人

（2）業務の内容

法第35条第1項の規定による法人の監査及びこれに付随する業務

（3）契約期間

契約締結の日から、法第34条第1項の規定に基づく石川県知事の承認の日までとする。

ただし、法第39条の規定による解任等の特段の事情がない限り、令和9事業年度及び令和10事業年度についても、再任する方針である。

2 企画提案の参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- （1）公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第1項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人であること。また、公認会計士法に基づき、財務諸表について監査をすることができない者でないこと。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （4）石川県から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- （5）石川県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者でないこと。
- （6）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- （7）石川県内に事務所を設置している者であること。

3 企画提案の実施スケジュール

(1) 質問の受付

本選定に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 質問方法

質問書(様式第1号)に質問事項を記載のうえ、9に定める問い合わせ先に電子メールで送付すること。また、送付した旨を電話連絡すること。

② 受付期間

令和8年2月10日(火)午後5時まで

③ 質問に対する回答

受付期間内に提出された質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、総務部総務課ホームページに掲載する。

(URL) <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/index.html>

(2) 企画提案書の提出

企画提案書を次のとおり提出すること。

① 提案数

1者1提案とする。

② 提出書類の種類及び提出部数

電子データ(正本、副本それぞれ1式PDF形式とする)

(副本については参加者が特定できないよう、法人の名称や法人のロゴ等はマスキングすること)

③ 企画提案書の形式

ア 4に定める内容を記載し、企画提案書提出様式(様式第2号)を付けて、「企画提案書」として提出すること。

イ 大きさはA4版とし、表紙、裏表紙を含めて30ページ以内とする(様式第2号を除く。)。

ウ 専門的知識がない者にも分かりやすい表現で作成すること。

エ 企画提案書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額で記載すること。

オ 企画提案書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円とすること。

④ 提出期限

令和8年2月20日(金)午後5時

⑤ 提出方法

9に定める問い合わせ先に、電子メールで送付すること。また、送付した旨を電話連絡すること。

4 企画提案書記載事項

次に掲げる項目について記載し、表紙に企画提案書提出様式(様式第2号)を付けて、「企画提案書」として提出すること。

| 項目 | 記載内容 |
|--------------|--|
| 1 経営の状況 | (1) 別表1のとおり、設立年月日、資本金、主たる事務所の所在地、従業員数、監査会社数、経営状況を記載すること。 (2) 別表2のとおり、国内拠点の所在地や人員を記載すること。 (3) 過去3年間の処分等の状況を記載すること。 ①法人又は社員等に対する公認会計士法に基づく業務改善指示等がある場合は、その内容と対応 ②日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューにおいて改善勧告があった場合は、その内容と対応 |
| 2 監査方針 | 公立大学法人を監査するにあたって重視する事項、監査に対する考え方を記載すること。 |
| 3 監査体制 | (1) 別表3のとおり、監査担当予定の事務所の所在地や人員を記載すること。 (2) 別表4のとおり、監査担当予定の公認会計士について、監査の役割(監査責任者と監査補助者の別)や公立大学法人、国立大学法人、その他独法及びその他大学の監査実績を記載すること。 |
| 4 監査計画及び監査方法 | (1) 監査実施スケジュールを記載すること。 (2) 監査業務に要する日数及び人員を記載すること。 (3) 具体的な監査業務の内容を記載すること。 |
| 5 監査費用 | (1) 見積費用及び算定内訳を記載すること(旅費等の必要経費は全て含むものとし、単価を入れて明記すること)。 (2) 執務予定日数を記載すること(延べ人数も明記すること)。 (3) 一事業年度あたり1,200万円(税込)を上限とすること。 (4) 見積額の考え方(監査日数等の見積費用算定内訳に変更が生じた際の対応方法含む)を記載すること。 |
| 6 その他 | (1) 会計処理に関する指導・助言等の支援について記載すること。 (2) 法人の監事との連携について記載すること。 (3) その他適正な会計処理をするうえで、提言すべき事項やセールスポイントがあれば記載すること。(有料、無料の区分も明記すること) |

5 選定方法

本企画提案に係る審査は、石川県公立大学法人会計監査人の選定に係る企画提案審査委員会にて、6に定める審査項目及び配点により、公正に審査して候補者を選定する(参加者が1者の場合でも、本要項に基づき審査する)。

企画提案書だけでは確認し難い内容がある場合には、問い合わせ等を行う場合があるので、その際は迅速かつ適切に対応すること。

6 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおりとする。

| 項目 | 配点 |
|--------------|------|
| 1 経営の状況 | 10点 |
| 2 監査方針 | |
| 3 監査体制 | 50点 |
| 4 監査計画及び監査方法 | |
| 5 監査費用 | 30点 |
| 6 その他 | 10点 |
| 合 計 | 100点 |

7 選定結果

選定の結果は、参加者全員に文書で通知するとともに、決定した候補者名を総務部総務課ホームページに掲載する。

8 会計監査人の選任と契約

- (1) 候補者を選定後、企画提案書に記載された内容に基づき契約に係る協議を行い、合意に至った場合、会計監査人として選任する。(その際、企画提案書に記載された監査担当予定者、その他の内容は正当な理由なく変更することは認めない。)
- (2) 候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は契約に係る協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を候補者として選定のうえ、契約に係る協議を行う。
- (3) 会計監査人を選任後、石川県知事が法人に対して会計監査人を選任した旨の通知を行い、法人が選任された会計監査人と監査契約を締結する。

9 問い合わせ先

- (郵便番号) 920-8580
(所在地) 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁庁舎3階
(機関名) 石川県総務部総務課
(電話番号) 076-225-1233(直通)
(FAX) 076-225-1234
(E-mail) e110300b@pref.ishikawa.lg.jp

10 その他

- (1) 企画提案のための費用負担
提出書類の作成及び提出等、この企画提案に参加するために要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等の取扱い
提出された書類は、返却しない。
提出された書類の機密保持には、十分に配慮する。
提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。

(3) 企画提案の辞退

企画提案書提出後に企画提案を辞退する場合は、速やかに企画提案不参加表明書(様式第3号)を、9に定める問い合わせ先に、電子メールで送付すること。また、送付した旨を電話連絡すること。

1.1 石川県公立大学法人の概要(参考)

(1) ホームページURL

| | |
|------|---|
| 法人本部 | https://www.ishikawa-pu.ac.jp/corporation/ |
| 県立大学 | https://www.ishikawa-pu.ac.jp/ |
| 看護大学 | https://www.ishikawa-nu.ac.jp/ |

(2) 教職員数(R7.5)

| 拠点 | 区分 | 人数 | 備考 |
|------|-------|-----|----|
| 法人本部 | 事務局職員 | 10人 | |
| 県立大学 | 教員 | 66人 | |
| | 事務局職員 | 13人 | |
| 看護大学 | 教員 | 54人 | |
| | 事務局職員 | 11人 | |

(3) 学生

| 大学 | 学部等 | 学科等 | 収容定員数 |
|------|------------|-------|-------|
| 県立大学 | 生物資源環境学部 | 生産科学科 | 160人 |
| | | 環境科学科 | 160人 |
| | | 食品科学科 | 160人 |
| | 生物資源環境学研究科 | — | 88人 |
| 看護大学 | 看護学部 | 看護学科 | 320人 |
| | 看護学研究科 | — | 39人 |

(4) 組織及び所在地

| 拠点 | 学部等 | 所在地 |
|------|----------------|----------------|
| 法人本部 | — | 野々市市末松1丁目308番地 |
| 県立大学 | 生物資源環境学部 | 野々市市末松1丁目308番地 |
| | 生物資源環境学研究科 | |
| | 教養教育センター | |
| | 生物資源工学研究所 | |
| | 図書・情報センター | |
| | 産学官連携学術交流センター | |
| | キャリアセンター・就職支援室 | |
| 看護大学 | 事務局(総務課、教務学生課) | かほく市学園台1丁目1番地 |
| | 看護学部 | |
| | 看護学研究科 | |
| | 附属図書館 | |
| | 地域ケア総合センター | |
| | 看護キャリア支援センター | |
| | 事務局(総務課、教務学生課) | |

＜別表1＞ 経営の状況

| 設立年月日(元号) | | | | | |
|--------------------|--------|--------|--------|-------|---------|
| 資本金(百万円) | | | | | |
| 主たる事務所の所在地(所在市町村名) | | | | | |
| 直近3年間の従業員数 | 年度(元号) | 代表社員数 | 公認会計士数 | | その他従業員数 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 直近3年間の監査会社数 | 年度(元号) | 公立大学法人 | 国立大学法人 | その他独法 | その他大学 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 直近3年間の経営状況(百万円) | 年度(元号) | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※ その他独法は、地方独立行政法人(大学除く)及び独立行政法人(大学除く)をいう。

＜別表2＞ 国内拠点

| | | | | |
|------|--------|-------|--------|---------|
| 事務所名 | 所在市町村名 | 代表社員数 | 公認会計士数 | その他従業員数 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

＜別表3＞ 監査担当予定の事務所

| | | | | |
|-------|--------|-------|--------|---------|
| 事務所名称 | 所在市町村名 | 代表社員数 | 公認会計士数 | その他従業員数 |
| | | | | |

＜別表4＞ 監査担当予定の公認会計士

| 区分 | 氏名 | 所属事務所名 | 監査日数 | 監査区分 | 年度(元号) | 監査を行った法人の名称 |
|----|----|--------|------|------|--------|-------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※ 区分には、監査責任者・監査補助者の別を記載すること。

※ 監査区分には、公立大学法人・国立大学法人・その他独法・その他大学の別を記載すること。

※ その他独法は、地方独立行政法人(大学除く)及び独立行政法人(大学除く)をいう。

＜共通の注意事項＞行数は適宜追加し、列幅は適宜調整すること。